

議案第76号

葛飾区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

普通徴収に係る保険料の納期を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区後期高齢者医療に関する条例（平成20年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、7月から翌年の3月までの各月の末日とする。ただし、前年度分までの保険料の納期は、区長が別に定める日とする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。